

令和3年度 入札監視委員会（第2回）議事概要

南関東防衛局

開催日及び場所	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札監視委員会定例会議を回議方式で実施 回議実施期間：令和3年9月17日（金）～令和3年10月26日（火）
委員 （◎：委員長）	天野 康代（弁護士） 後藤 由紀子（公認会計士） ◎細田 孝一（大学教授） 梅村 靖弘（大学教授） 田才 晃（大学院教授） （敬称略：五十音順）
審議対象期間	令和3年4月1日～令和3年6月30日
審議対象件数	37件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出案件	総件数	5件	（審議概要）
建設工事	一般競争（政府調達協定対象）	0件	<ul style="list-style-type: none"> 契約状況、指名停止措置状況及び低入札価格調査等について報告 抽出案件の概要説明
	一般競争（政府調達協定対象外）	2件	
	企画競争方式	0件	
	随意契約方式	0件	
建設コンサルタント業務等		3件	
○委員からの意見・質問	意見・質問	回答	
○それに対する回答等	<p>①厚木（2補）隊舎空調機改修等機械その他工事 （一般競争入札方式（政府調達協定対象外））</p> <p>技術的能力審査結果表の、配置予定技術者の能力欄における評価において、A社は1枠、B社は5枠、C社は3枠の採点がされているのはなぜか。</p> <p>「標準点+加算点+施工体制評価点（A）」の計算方法はどうか。</p> <p>評価点のうち、企業の能力について落札事業者と他の事業者の差が大きい。その理由として優秀工事顕彰等の実績の配点が高いことが指摘できるが、配点が高すぎることはないか。</p>	<p>それぞれ、配置予定技術者を複数名申請してきたため配置予定技術者分の審査をしたため。</p> <p>「建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（通知）（防整施第6033号.31.3.28）」に基づき説明を行った。</p> <p>「建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（通知）（防整施第6033号.31.3.28）」に基づき実施している。 本方式は工事成績等に基づく施工能力を評価する施工能力評価型を採用し、優秀工事顕彰等については1件</p>	

につき最大5点、3件までの実績の提出が可能ではありますが、極端に差が大きくなるよう合計で最大10点までとする上限を設けている。
落札者は複数の優秀工事顕彰等の実績があり、落札者以外は優秀工事顕彰等の実績がないため、落札者との評価点に差が生じているもの。

**②浜松外(3)警衛所新設等機械工事
(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))**

入札・契約状況調書にある「基礎点+加算点+施工体制評価点(A)」の計算方法はどうか。

評価点のうち、企業の能力について落札事業者と他の事業者の差が大きい。その理由として優秀工事顕彰等の実績の配点が高いことが指摘できるが、配点が高すぎることはないか。

「建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について(通知)(防整施第6033号.31.3.28)」に基づき説明を行った。

「建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について(通知)(防整施第6033号.31.3.28)」に基づき実施している。
本方式は工事成績等に基づく施工能力を評価する施工能力評価型を採用し、優秀工事顕彰等については1件につき最大5点、3件までの実績の提出が可能ではあるが、極端に差が大きくなるよう合計で最大10点までとする上限を設けている。
落札業者は複数の優秀工事顕彰等の実績があり、落札業者以外は優秀工事顕彰等の実績がないため、落札者との評価点に差が生じているもの。

**③北富士(3)演習場内物理探査
(一般競争入札方式(政府調達協定対象))**

予定価格の算定は、A社とD社から見積を取ったのか。そうでない場合には、算出根拠は何か。

A社とD社に見積りを依頼したのは、情報保全に係る履行体制の実績があるからか。何か理由があるのか。
それとも無作為抽出か。

予定価格の基礎となる積算価格の算定は、防衛省の積算基準に規定のない項目について、物理探査の専門業者3者から見積を取り、3者のうち最も安価な単価を採用している。
なお、見積りを取った3者にA社及びD社は含まれている。

過去、防衛省発注業務において受注実績のある物理探査の専門業者の中から無作為で抽出している。

	<p>④防大(3)学生舎新設等建築設計 (一般競争入札方式(政府調達 協定対象外))</p> <p>A社は「履行確実性度」が著しく低い が、その理由は何か。</p>	<p>A社は、入札金額が調査基準価格を 下回ったため、履行確実性の審査・ 評価のための資料の確認及びヒア リングを実施したところ、「実績があ るためデータと技術力で人工を低減 した」との回答であったが、提示さ れた人工で実施可能な根拠が不明で あったことから、履行確実性度0.25 が付与されたもの。</p>						
	<p>⑤厚木飛行場周辺(3)移転対象物 件(土地・建物等)調査業務(そ の3) (一般競争入札方式(政府調達 協定対象外))</p> <p>特に意見なし。</p>							
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>特に意見なし。</p>							
<p>2. 談合疑義案件の処理状況について</p>								
<p>談合疑義案件</p>	<p>総件数 0件</p>	<p>(審議概要) ・該当案件なし</p>						
<p>工 談合情報</p>	<p>0件</p>							
<p>事 点検結果疑義</p>	<p>0件</p>							
<p>業 談合情報</p>	<p>0件</p>							
<p>務 点検結果疑義</p>	<p>0件</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="97 1312 467 1424"> <p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p> </td> <td data-bbox="467 1312 963 1424"> <p>意見・質問 なし。</p> </td> <td data-bbox="963 1312 1505 1424"> <p>回 答</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1424 467 1509"> <p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="467 1424 1505 1509"> <p>なし。</p> </td> </tr> </table>	<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>意見・質問 なし。</p>	<p>回 答</p>	<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし。</p>	
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>意見・質問 なし。</p>	<p>回 答</p>						
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし。</p>							
<p>3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について</p>								
<p>審議概要</p>	<p>順位傾向の分析、落札率・応札率の分析、調査項目別の平均落札率等 の分析等を行った資料を委員に配布・報告。</p>							
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>意見・質問 なし。</p>	<p>回 答</p>						
<p>4. 再苦情処理(再説明請求回答)</p>								
<p>・該当案件事案なし</p>								

令和3年度 入札監視委員会（第2回）議事概要

南関東防衛局

開催日及び場所	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札監視委員会定例会議を回議方式で実施 回議実施期間：令和3年9月17日（金）～令和3年10月26日（火）
委員 （◎：委員長）	天野 康代（弁護士） 後藤 由紀子（公認会計士） ◎細田 孝一（大学教授） 梅村 靖弘（大学教授） 田才 晃（大学院教授） （敬称略：五十音順）
審議対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
審議対象件数	181件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出案件	3件	（審議概要） ・ 契約状況、指名停止措置状況及び低入札価格調査等について報告 ・ 抽出案件の概要説明
一般競争	3件	
指名競争入札	0件	
随意契約方式	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①北富士演習場(2)104移転訓練に伴う簡易トイレ清掃等単価契約 (一般競争入札方式(政府調達協定対象外))</p> <p>予定価格の算出方法を如何に。 南関東防衛局が所管する範囲内において、同種の業務を行う業者がどの程度あると把握しているか。</p> <p>予定価格は市場価格方式により計算されているが、どのように決めたのか。見積を取っている場合、どの者から取ったのか。</p> <p>前年、前々年の同様の案件の受注</p>	<p>し尿の汲み取りは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により富士吉田市長の許可を受けている業者である必要があり、当該許可を受けている3社に見積書の作成を依頼して、予定価格を算出している。</p> <p>御殿場市区域においては3社、裾野市区域においては1社所在していると把握。</p> <p>し尿の汲み取りは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により富士吉田市長の許可を受けている業者である必要があり、当該許可を受けている3社に見積書の作成を依頼して、予定価格を算出している。</p> <p>○平成30年度～令和2年度の同種案</p>

者・受注価額はどうか。

件の受注者・契約価額は次のとおり。
(下線箇所は随意契約によるもの。)

【平成30年度】

・ 東富士演習場(30)104移転訓練に伴う簡易トイレ汲取・清掃業務
御殿場衛生社 916,360円(御殿場市区域)

富士クリーンサービス 421,200円(裾野市富岡・須山地区区域)

・ 北富士演習場(30)104移転訓練に伴う簡易トイレ汲取・清掃業務単価契約

共和清掃社 848,000円(富士吉田市区域)

御殿場衛生社 273,000円(御殿場市区域)

【令和元年度】

・ 北富士演習場104移転訓練に伴う簡易トイレ清掃等単価契約

共和清掃社 2,480,000円(富士吉田市区域)

御殿場衛生社 169,200円(御殿場市区域)

【令和2年度】

・ 東富士演習場104移転訓練に伴う簡易トイレ清掃等単価契約

御殿場衛生社 2,315,900円(御殿場市区域)

富士クリーンサービス 208,296円(裾野市富岡・須山地区区域)

入札公告において「富士吉田市長の許可を受けている者であること」とあるが、このように限定した理由は。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第7条第1項においては、「一般廃棄物の収集または運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積み下ろしを行う区域に限る)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と規定されておりこのため、北富士演習場におけるし尿の汲み取りについては、富士吉田市長の許可を受けている者である必要があります。

②横浜ノースドッグ(2)不動産鑑定評価業務
(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))

① 予定価格と入札額(2社)とが大きく乖離した原因はどこにあると考えるか。

② 今後、同種業務で入札を行うにあたり、予定価格をどのように算出するか検討しているか。

① 入札業者はいずれも当局の不動産鑑定評価業務を請け負った実績があり、その経験から効率的・経済的な業務遂行が可能と見込まれたこと、また、公共事業に係る不動産鑑定実績を得るため、低価な入札額を提示した可能性があると思料する。

② 予定価格については、中央用地対策連絡協議会事務局長通知(令和

②原則として「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に依拠するとしても、他の行政機関においては、当該長が認めるときはこの限りでない等の例外が認められていることがある。貴局においては、本件のようなケースがあっても、例外を認めるか否かについての検討もされないのか。

予定価格は市場価格方式により計算されていますが、どのように決めたのか。見積りを取っている場合、どの者から取ったのか。

予定価格に対して、2者の入札金額が10%未満となった理由は何か。

従来から予定価格を大きく下回る案件はあったが、本件は極端な事例である。より慎重なチェックが必要と思われるが何か。

③厚木飛行場周辺(2)における住宅防音事業に係る事務手続補助等業務(その7)
(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))

①厚木飛行場周辺(2)における住宅防音事業に係る事務手続補助等業務(その1~その7)を見ると、落札率は概ね60%~70%となっているが、本件は落札率95.89%と高いこと、②落札者以外の応札者はいずれも予定価格超過となっていること、から、本件については(その1~その6)よりも予定価格が低い基準で設定されているのではないかと思うが、如何か。

2年3月17日付中央用対第13号)「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」により決定しており、今後も当該基準により算出を行う。

当局においては、本省指導により、中央用地対策連絡協議会事務局長通知(令和2年3月17日付中央用対第13号)「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」により算出を行なっているところであり、同様な例外規定はない。

予定価格については、中央用地対策連絡協議会事務局長通知(令和2年3月17日付中央用対第13号)「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」により決定している。上記基準によるため、見積りは取っていない。

参加業者はいずれも当局の不動産鑑定評価業務を受注実績があり、その経験から効率的・経済的な業務遂行が可能と見込まれた。また、公共事業に係る不動産鑑定実績を得るため、低価な入札額とした可能性があるものと思料する。

契約業者決定後、業務内容等について受注者と詳細に協議を行い、成果品については適切な完了検査を実施している。

令和2年度においては、厚木飛行場周辺における住宅防音事業に係る事務手続補助等業務を7分割し、(その1)から(その7)として入札を行ったが、予定価格の積算は、防衛本省歩掛等により全て同様に行っており、他の入札と比較して、(その7)の予定価格が低く設定されている事実はない。

現に全ての入札は同じ応札者間で行われたところ、(その7)とロット数等、全て同条件で予定価格も同

	<p>落札した（一財）防衛施設協会とはどのような業務を行っている組織か。</p> <p>落札者以外の入札価格が、いずれも予定価格を超過しているが、どのように評価しているか。</p>	<p>額であった（その6）の落札率は65.38%であった。</p> <p>（一財）防衛施設協会は、航空機騒音度調査事業（同調査に関する国及び民間からの受託業務等）、住宅防音事業（同事業の事務手続に係る受託業務等）、調和事業（防衛施設周辺の市町村等が地域住民のために実施する行事、講習会等の経費の一部の助成等）を行っている組織である。</p> <p>令和2年度においては、厚木飛行場周辺における住宅防音事業に係る事務手続き補助等業務を7分割、ロット数が（その1）から（その5）までと（その6）から（その7）の二通りある。（（その6）から（その7）のロット数が大きい。）予定価格は防衛省歩掛等により同様に積算をおこなっている。</p> <p>その結果、（その1）から（その6）までは、複数者の予定価格内の入札があったが、ご指摘のとおり、（その7）については、予定価格内の入札は落札者の1者のみであり、（その1）から（その6）の入札において予定価格内の入札を行った者の応札も予定価格超過であった。</p> <p>これは、入札者は、自社の受注状況や能力を考慮して入札を行っているものと考えるところ、（その6）と（その7）のロット数が大きかったこと、また、（その7）とロット数が同じである（その6）において、予定価格内の入札を行った2者のうち1者が（その6）を落札したことにより、（その7）の入札においては、落札者以外の入札参加者の受注意欲が相対的に低下した結果と考えている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特に意見なし。</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について

<p>談 合 疑 義 案 件</p>	<p>総件数</p> <p>0 件</p>	<p>(審議概要)</p>
<p>談 合 情 報</p>	<p>0 件</p>	<p>・ 該当案件なし</p>
<p>点 検 結 果 疑 義</p>	<p>0 件</p>	
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>意 見・質 問</p> <p>なし。</p>	<p>回 答</p>

委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし。			
4. 再苦情処理（再説明請求回答）				
再苦情申立概要 （再説明請求概要）	総件数	0件		(備考)
一般競争		0件		
指名競争		0件		
随意契約		0件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）	申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの意見・質問	意見・質問		回答	
○それに対する回答等	なし。			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし。			

令和3年度 入札監視委員会（第2回）議事概要

防衛大学校

開催日及び場所	令和3年9月17日（金）～ 令和3年10月26日（火） 回議方式で実施	
委員 （◎：委員長）	天野 康代（弁護士） 梅村 靖弘（大学教授） 後藤 由紀子（公認会計士） 田才 晃（大学院教授） ◎細田 孝一（大学教授） （敬称略：五十音順）	
審査対象期間	令和2年度4月1日～令和3年3月31日	
審議対象案件	4, 826件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出案件	総件数 6件	(審議概要) ・ 契約状況及び指名停止措置 状況について報告 ・ 抽出案件の概要説明
一般競争	5件	
指名競争	1件	
随意契約	0件	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問 ① 一般競争入札方式（1者応 札）「海上要員基礎訓練装置 外」 海上要員基礎訓練装置に使用 されるコンピュータ機器等の販 売等において、契約業者がシェ アしている割合はどの程度か。 または同社以外から購入等した ことはあるか（今回は機器の更 新だが、更新前のものも同社か ら購入したものなのか）。 仕様に含まれている不要機器 の撤去は、比較的単純な業務と	回 答 具体的なシェアの数値については 信頼しうる公的な機関等からの公表 は確認できなかったものの、用途先 が限定されている当該装置の類似品 を契約業者は近年では他の官公庁と 契約しており、また、その他の企業 が類似すると思われる装置を官公庁 に納入している事実を確認できなかつ たことから、契約業者がかなりの シェアを占めていると推測している 。 また、更新前の当該装置について も契約業者から購入している。 作業内容は既存の装置一式を撤去 するのみならず、機器の産業廃棄物

	<p>考えてよいのか。</p> <p>現在のシミュレーション用基本ソフトは、落札した契約業者なのか。今回シミュレーションソフト等の更新とあるが、更新のみの積算になっているのか。それとも、基本ソフトそのものを新しく構築する費用も入っているのか。基本ソフトのプログラムが落札した会社であれば、必然的に一社応札になり、このようなソフトプログラム更新は一般競争契約が実態に即しているのではないか。</p>	<p>処理、コンピュータ等に含まれるシミュレータ専用ソフトウェア及びその全てのデータを消去することが含まれており、決して一般の運送会社が対応できるような単純な業務とはいえない。</p> <p>シミュレーション用基本ソフトウェアは、契約業者が販売代理店となっている海外メーカー製である。旧装置のソフトウェアは器材の撤去の際に消去し、システム類を新規で構築することから新規導入となる。仕様書にはソフトウェア等について、その求める性能を明記しているが、特定のメーカー、製品名を記載しているものではなく、いわゆる銘柄指定はしていない。よって納入されたソフトウェア以外に当該性能に対応しうるソフトウェアが構築されたとして我々としては、そのソフトウェアを排除するものではない。</p> <p>本校では競争性及び透明性を確保する観点から安易に随意契約をせず、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されているものを除き、一般競争を実施している。</p>
	<p>② 一般競争入札方式（1者応札）「ナノ分光物質構造評価システム年間保守」</p> <p>当該システムは、契約業者が製造したものの様だが、年間保守は契約業者でなくても実施可能か。</p> <p>契約業者製造のシステムのため、同社以外に保守契約を締結することは現実的でないと思料するが、年間の保守料金として契約金額が妥当かどうか、どの</p>	<p>防衛大学校では競争性及び透明性を確保する観点から安易に随意契約をせず、50万円以上の調達案件については競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を除き、新規業者の参入を期待して一般競争を実施することとしている。本件についても、当該システムの保守業務を請負う高度な技術をもつ企業が存在し、契約を結ぶ可能性もあることから、契約相手方となりうる新規業者の参入を追求しつつ、一般競争を実施したものである。</p> <p>我々としては、契約相手方が当該装置の機能、性能及び点検調整の詳細要領が記載されているマニュアルを熟知し、当該役務を履行しうる業者であれば、納入業者にはこだわっ</p>

	<p>ような要素をもとに判断しているのか。</p> <p>「保守要領及び前年度までの使用時間及び劣化度に応じた交換部品等の検討」とは具体的にどのような基準で検討しているのか。</p> <p>参加資格等は、「役務の提供等」（等級制限なし）となっているが、専門性の高い精密機器類の保守を実施するにあたり、秘術的な資格等を問う必要はないのか。</p> <p>受注業者は、本システムを納入した業者とは別の業者か。</p> <p>購入先も今回の落札業者なのか。その時の分析システム一式の購入価格と使用年数はどの程度で考えているのかを教えてください。さらに、この分析システムの稼働率と教育・研究への効果（発表論文等実績）もあわせて教えてください。</p> <p>年間のメンテナンス費用が購入費用の10%がかかる割に論文数が年間1編と云う実績をみると果たして、購入が必要であったか疑問である。もし、年間のメンテナンス費用を捻出できるならば、分析そのものを外注し</p>	<p>ていない。</p> <p>保守要領及び前年度までの使用時間及び劣化度に応じた交換部品等の検討に基づき、年間の保守を実施することを基に当該年度に必要な装置の維持経費を算出していることから妥当と判断している。</p> <p>前年度の点検調整の結果に応じて、使用時間が少なく部品が消耗していない交換部品の交換を見送る等、実態の器材の運用状況に即した形で当年度の保守要領を検討している。</p> <p>また、当該システムには各々の部品について、交換を推奨する期間等の基準をメーカーで設けていないため、使用時間及び劣化度に応じた交換部品の検討といった器材の状況に合わせて保守要領を決めている。</p> <p>役務内容については、入札業者に錯誤を与えることのないよう仕様書に明示している。その上で履行可能であるか否か業者に判断させるような手順にしており、参加資格で限定性を記載すると競争性が阻害される恐れがあるため、慎重に行っている。</p> <p>同一業者である。</p> <p>購入及び年間保守は落札業者であり、購入価格は100,800,000円で使用年数は約15年を予定しているが、器材が運用可能な限りは継続する予定である。</p> <p>ほぼ毎年当器材を利用した研究成果を論文等で発表しているほか、本科学士の卒業研究にも利用されている。</p> <p>一般に使用されている装置は、装置の資料室にサンプルを置くと自動測定ができ、測定原理については、各装置メーカーから公にされておらずマニュアルの中でしか運用ができないが、本装置は、励起光源、光路、照射系、分光系、検出器とそれぞれ</p>
--	---	---

	<p>て行う方法も考えられ、一律に分析システムのメンテナンスを行うのではなく、使用頻度多い分析機器に限定するやり方も考えられる。</p> <p>一般の国立・私立の大学等で購入される億単位の分析機器では何かしらの補助金が投入されており、対費用効果が問われる。他機関との共同使用研究も踏まえて研究論文数（査読付きでレベルが高い論文）が問われることから、今後の運営方法ならびにメンテナンス費用の縮減について、ご意見を伺いたい。</p>	<p>れの装置が自由に変更、調整が可能なものである。本装置では、測定と同時に原理を学び測定の自由度から様々な研究データが取得できることから、高精度の測定を保っているため、他者に測定依頼を行う場合、同様の測定をすることは非常に難しいと考えられる。</p> <p>防衛大学校は、将来幹部自衛官となる本科学学生及び幹部自衛官である研究科学生に教育訓練をするための機関であり、本装置を活用した測定の原理及び応用について学生への教育を活発に実施している。教官等が本装置を利用して論文作成のため活用する時期としては、学生教育を行わない期間（訓練期間、長期休暇期間）となることから年間の論文数は少ないのが現状である。</p> <p>今後の装置の運営方法としては、引き続き学生教育を主とし活用したうえで研究にもあわせて有意義に利用していく予定である。</p> <p>また、メンテナンス費用については、性能を保持した上での可能な限りの縮減について検討していく予定である。</p>
	<p>③ 一般競争入札方式（複数応札）「バス借上」</p> <p>入札者4者の入札価格がいずれも予定価格に比して低くなっているが、予定価格はどのように決定したのか。</p> <p>最も安価な見積もり単価を基準として予定価格を決定したにもかかわらず、入札価格がいずれも予定価格より20%以上低い価格となった背景は何か。</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、3者から単価見積りを徴取し、運賃等の単価が、関東運輸局の公示（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について）で示されている上限値～下限値の範囲内であることを確認し、最も安価な業者の見積もり単価に予定数量を乗じて総価を算出し予定価格とした。</p> <p>新型コロナウイルスの拡大による旅行業界の不況により、多数の企業が強い受注意欲をもって参加したことで応札価格が抑えられたと考えられる。</p>

	<p>本役務について、運輸局の認可料金は存在するのか。</p> <p>本契約の金額は、回答の範囲内と理解してよいのか。</p> <p>バスはすべて大型バスになるのか。また、運転手付きとなるのか。運転手付きであれば遠出の場合、運転手の宿泊代も見込まれているのか。積算上バスの台数（延べ数）はどの程度か。</p>	<p>関東運輸局の公示（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について）により、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の額の範囲が示されている。</p> <p>バスの運行に際しては安全性の基準を満たして行う旨通知があり、それを踏まえた上で応札しており、範囲内と判断した。</p> <p>すべて運転手付き大型バスで、延べ192台で積算している。また、遠隔地への移動の場合は、運転手に対する宿泊料金も含めた諸経費が発生する。</p>
	<p>④ 一般競争入札方式（複数応札）（工事）「理工学3号館中庭北・南面外壁補修」</p> <p>入札無効となって業者がいるが、その理由は何か。</p> <p>低入札価格調査結果報告書のうち、「労務費」及び資材購入費について、安価調達が可能としているが、「労務費」について安価調達というのは、やや問題な表現と思われる。</p> <p>補修材料と工法については、事前の点検調査を踏まえて仕様で指定されているのか。</p>	<p>無効とした理由は、「工事費内訳明細表の数量の誤り」によるものである。</p> <p>本件は、公告に工事費内訳明細表の提出を義務付けているのもので、入札後の点検の結果、提出した工事費内訳明細表の数量と要求元が要求する数量での差異があったため、応札を無効としたものである。</p> <p>安価調達の表現は、主に資材購入費に係る表現として使用したが、本件では労務費にもかかった表現となっているため、以後労務費にかかる表現とならないよう改める。</p> <p>仕様書に補修材料、工法は示されており、仕様書及び図面に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最</p>

		新版」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」によるものとする」と記載されている。		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特に意見なし。			
2. 入札談合案件の処理状況について				
談合情報件数	総件数	0件	(審議概要) ・該当案件なし	
談合情報		0件		
点検結果疑義		0件		
○委員からの意見 ○それに対する回答等	意見・質問		回答	
	なし。			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。			
3. 再苦情処理（再説明請求回答）				
苦情申立件数 （再説明請求件数）	総件数	0件	(備考)	
一般競争		0件		
指名競争		0件		
随意契約		0件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）	申立日	件名	契約方式	内容等

○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし。	
	なし。	